

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、地域材の競争力強化のため、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給、森林資源を循環利用し、林業成長産業化に向けた森林の経営・管理の集積・集約化その他生産コストの削減、木材需要に応じた生産活動等に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第4条 「略」</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、国際競争力・木材供給基盤強化対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、先進的造林技術推進事業実施要領、林業経営体等能力向上支援対策実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>（2）～（11） 「略」</p> <p>第6条～第16条 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、地域材の競争力強化のため、製材工場等の体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給、森林資源を循環利用し、林業成長産業化に向けた森林の経営・管理の集積・集約化その他生産コストの削減、木材需要に応じた生産活動等に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第4条 「略」</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、木材産業国際競争力強化対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領、先進的造林技術推進事業実施要領、林業経営体等能力向上支援対策実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>（2）～（11） 「略」</p> <p>第6条～第16条 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
<u>附則</u>	<u>「新設」</u>
<u>この要綱は、令和5年4月12日から施行する</u>	